

道の駅那須高原友愛の森設置、管理及び使用料に関する条例

(平成18年3月7日条例第2号)

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表(第9条関係)

施設区分 ＼ 使用時間区分		基本使用料		
		午前8時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
ふるさと物産センター		町長が別に定める額		
定住センター工芸館	研修室・和室	1,500円	1,500円	2,000円
	特産品生産施設	販売額の15パーセント以内		
自然観光館	展示室	2,500円	2,500円	3,000円
	石舞台	1,500円	1,500円	3,000円
	展示棟	1,500円	1,500円	3,000円
	休憩所・販売施設	町長が別に定める額		
長屋門		2,500円	2,500円	3,000円
農産物直売所		町長が別に定める額		
観光交流センター		2,500円	2,500円	3,000円
アグリ情報館	展示交流ホール	2,500円	2,500円	3,000円
その他の付帯施設		町長が別に定める額		

- 1 展示即売会のため、又は入場料を徴収して興行等を行う場合の施設(ふるさと物産センター、定住センター工芸館特産品生産施設、自然観光館休憩所・販売施設、農産物直売所を除く。)の使用料は、販売額の15パーセント以内又は基本使用料の2倍のいずれか高い額とする。
- 2 暖房を使用する場合の施設(ふるさと物産センター、定住センター工芸館特産品生産施設、自然観光館休憩所・販売施設、農産物直売所、観光交流センターを除く。)の使用料は、基本使用料の5割増とする。